

昭和63年7月20日（水）

昭和63年11月15日（火）

昭和56～59年の銀行局行政(1)

農林漁業金融公庫副総裁

元 銀 行 局 長

宮 本 保 孝 氏

本記録は、宮本保孝氏に農林漁業金融公庫に於て口述して頂き、同公庫秘書
役室・調査役山口正彦氏の協力を得て速記録に反訳し、印刷に付したものである。

< 目 次 >

I	銀行局長 1 年目	4
1	引継ぎを受けた課題	4
2	郵貯問題	5
(1)	郵貯懇報告	5
(2)	自由経済懇話会	6
3	新銀行法に係る課題	8
(1)	金融界との接触	8
(2)	銀行法関係政・省令・通達の制定	9
(3)	政・省令制定過程における主要論点	11
(4)	銀行の証券業務と三人委員会	13
4	金利自由化への対応	15
(1)	金問研再開に至るまでの経緯	15
(2)	金問研の審議経過と当局のスタンス	16
5	自由化行政の推進	17
(1)	行政案件の弾力的処理	17
(2)	関連会社規制の緩和	18
(3)	画一的配当政策の是正	20
(4)	新規取扱商品の拡大	21
(5)	店舗設置の弾力化	21
(6)	預金保険料率の引上げ	22
6	国際業務の進展	22
(1)	金融国際化の進展	22
(2)	邦銀の海外進出	23
(3)	外銀の対日進出	23
7	個別案件の処理	24
(1)	個別金融機関の経営問題	24
(2)	融資先企業の救済問題	27
(3)	その他	27

8 金融政策の運営	28
(1) 大蔵省と金融政策	28
(2) 長期金利の改定	30
(3) 公定歩合の引下げ	33

I 銀行局長 1 年目

1 引継ぎを受けた課題

- (1) 私が銀行局長の発令を受けたのは、56年 6 月 26 日付でした。

ここでちょっと余談ですが、同時の大蔵大臣は渡辺美智雄代議士でありました。この渡辺大臣は人事に深く関心を持たれているとかねがね云われていて、厚生大臣の時や農林大臣の時にも、かなり事務方の意見とは異なる人事を行ったと云われておりました。

56年 6 月の人事が内容としてどうであったかは別として、いわゆる役所の横書きの辞令以外に、戦前の辞令のように縦書きの墨で書いた辞令を一人一人に大臣から手渡されるということで、大臣、次官、官房長ともモーニングの正装で辞令を手渡されたのが印象的でありました。

- (2) さて、56年 6 月という時期は、前銀行局長の米里氏が、さきの通常国会で銀行法の全面改正を手がけられ、その新銀行法が 5 月に成立した直後でありました。この新銀行法の国会における審議については、米里局長はじめ関係者の詳しい陳述があらうかと思いますが、証券業務の規定にかかる銀行、証券両業界の角逐、大口融資規制の規定にかかる一部大都市銀行の反発等大もめにもめ、大変苦労されてやっとのことで成立にこぎつけたという経緯もあり、大蔵省銀行局と一部金融業界との空気もややこじれた陰悪なものとなっておりました。もちろん世にいわれているような、全体として関係が悪化していたなどというようなことはありませんでした。

そこで、私としては、私がまず取り組むべき課題は、新銀行法成立の過程で一部ぎくしゃくした金融業界との関係を念頭におきつつ、その過程で懸案となつて残されている事案を早急に処理することであると考えました。

また、同時に、新銀行法の施行日が翌57年の 4 月 1 日と定められておりましたので、それに向けて一連の政・省令・通達等を制定し、新銀行法の施行を円滑に軌道に乗せることが喫緊の課題でありました。

- (3) そのほか、米里前局長から引き継ぎを受けた懸案の事項としては、まず郵貯問題がありました。これは、56年度予算編成過程で、総理大臣の私的諮問機関としていわゆる郵貯懇が設けられ、そこで郵貯問題についての審議を行うこととされ

ていましたので、それをいかにとりまとめるかということでありました。

また、国債金利をはじめとする長期金利の扱いについて、省内にプロジェクトチームを作り検討を行うことになっているので、それに対する銀行局の対応をどうするか。それから金の問題について、金市場をどう育成していくか、銀行が金を取り扱うことについてどう考えるのか等のことも懸案として引き継ぎを受けました。

さらに、金融制度調査会については、新銀行法成立直後のことでもあり、何を議題にするか、格好の議題がないので開店休業にしておくかといったようなことでありました。

2 郵貯問題

(1) 郵貯懇報告

(イ) 以上のような背景のもとで、私の銀行局長としての仕事が始まったわけですが、最も差し迫った課題としては、郵貯懇審議への対応でありました。郵貯懇の正式の名称は、「金融の分野における官業のありかたに関する懇談会」というものであり、そのメンバーは有沢広巳、円城寺次郎、大来佐武郎、土屋清、吉國二郎の5人で、座長は有沢さんがつとめられました。事務局は内閣審議官室（当時の室長石川周氏）、大蔵省の窓口は佐藤徹官房審議官で、実質的な担当は銀行局でありました。私が局長就任直後の7月1日に郵貯懇報告の内閣審議官室素案が出来上がり、7月2日にそれをもとに局議を開き、3日には省議にかけ、7月14日には大臣室で最初の説明を行いました。その後、数度にわたって内閣審議官室との打ち合わせを行い、8月20日に郵貯懇の報告が提出されました。

郵貯懇の報告の第一の大きな柱は、金利政策及び国民経済的観点からいって、「民間金融機関の預金金利が決定変更される場合には、郵貯金利がそれと同時にかつ均衡のとれた形で決定変更されることが必要である。」という金利の一元的決定を確保するための仕組みを制度的に確立する必要がある、さらに、金利の自由化はそのような前提がないと実現が不可能であるという点でありました。

第二の柱は、官業への資金集中にともなう問題として、郵貯はあくまでも民業を補完するという官業の基本を守るべきであるという点でありました。そのために定額郵貯について、預入期間の短縮や据置期間の延長など、商品性を見直す必

要があること、郵貯が新しい分野にこれ以上進出することは好ましくないこと等の点が具体的に指摘されました。同時に、民間金融機関側に対しても、経営の効率化やサービスの向上等について注文が出され、行政当局に対しても、自由競争の促進、金融機関の公共性の一層の発揮等について注文が出されました。

この郵貯懇の報告は大変な反響をよび、新聞等にも大々的に報道されましたが、これを今後どう扱っていくかについて省内でも種々議論をし、外部への働きかけも行ったのでありますが、結局、決定打と思われるような手をうつことができずに終わったような感があります。

(ロ) 大蔵省としては、9月3日に官房長室（当時の官房長山口光秀氏）に關係局があつまり協議した結果、金利決定の一元化については閣議決定とする。それ以外の点については、党三役及び大蔵、郵政、官房の3大臣の預かりとして事務当局におろし、予算と切り離して検討するための局長クラスの会合の場を設けることとするという方針をきめました。たとえば、定額郵貯の見直しについて預入期間10年が5年に短縮されれば、郵貯ゆうゆうローンの限度を70万円から100万円に引き上げる、簡保の限度を1千万円から1千300万円に引き上げるといったようなことも話し合いました。その結果を同日事務次官室（当時の事務次官高橋元氏）にあげて了承をとりました。

その後、大蔵省としても關係方面への根回しを行った結果、9月29日に郵貯懇報告に対する3大臣合意が行われました。これは、金利決定についての一元化について、大蔵、郵政両省が互いに意志の疎通を図りつつ円滑な運営に努めるというのが主な内容でありました。しかし、結局、この郵貯懇報告は、3大臣合意以外の点について郵政当局の対応が全くこれを無視したものとなり、実質的な効果はほとんど得られませんでした。

(2) 自由経済懇話会

(イ) 郵貯懇報告を中心とした郵貯問題については、民間金融機関側においても真剣に受け止められ、郵政側が300人を超える代議士をもって組織された「郵政事業懇話会」を設立、活発な政治活動を展開しているのに比べ、民間側のそれが極めて低調であるという反省のもとに、金融界としても自民党議員を結集する何等

かの組織を作る必要があるとの認識が高まってきました。一方、大蔵省としても、郵貯対策についての金融界の組織作りを指導すべきではないかとの意見が省内に強くなり、7月31日にそれについての銀行局案を大臣室で討議しました。その結果について竹下前大蔵大臣にも相談にいき了解を求めました。その結果、全国的に金融業界による自民党議員の組織作りを進めることとしました。

この組織の名称をどうするかについては、自由経済を守る組織という意味で「自由経済懇話会」とすることとし、会長には竹下前大蔵大臣、事務局長に小泉純一郎代議士に就任していただくことに決めました。ちなみに、郵政事業懇話会の会長は金丸信代議士でありました。

(ロ) その後、銀行局が中心となり、小泉純一郎代議士を窓口として、自民党議員に対する参加をよびかけ、300人にのぼる賛同を得るにいたりました。これは、当時の自民党議員が衆参あわせて430人程度でありましたから、郵政事業懇話会と二股をかける議員が多数いることを意味しておりました。そして、8月26日に、竹下前大蔵大臣を事務所に訪れ、これらについて了承してもらいました。諸般の準備の後、9月29日に設立発起人総会が自民党本部において開催され、多数の議員が出席、熱気につつまれた発足となりました。

その後、民間金融機関は、各地で自由経済懇話会所属の地元議員を集めて懇話会を開催し、反郵貯闘争を展開することになりました。

このような動きを背景としつつ、年末の57年度予算折衝における郵貯側の要求は、党副総裁室での竹下、金丸両代議士と山口官房長そして私の4人による会合によって、ゆうゆうローンの限度を70万円から100万円に引き上げることの一点だけを認めるということで最終決着をみたわけであります。

(ハ) なお、郵貯問題への取り組みとしては、郵政事務当局とひんぱんに接触し、日頃からお互いの腹の内をぶちまけて懇親の実をあげておくことも必要であるとの考えで、各局長クラスを中心とする「ニコニコ会」を開き、第1回の会合には金丸郵政事業懇話会会長及び竹下自由経済懇話会会長の出席を得て、10月5日に開催されました。

このニコニコ会は、その後何回か開催され、56年度末の公定歩合引き下げ時に

においては極めて円滑に話し合いが進み、いわゆる金利の一元的な決定の実が上がったと評価されたのであります。しかし、郵貯業務の拡大という点については、公共料金の郵貯による自動振替措置が強行されるなど依然として成果をあげるにはいたりませんでした。

3 新銀行法に係る課題

(1) 金融界との接触

つぎに、新銀行法の審議の過程で銀行局と一部金融界との関係がややこじれていたことは、最初に述べましたが、私としては局長就任の挨拶をかねてできるだけ多くの金融機関を直接に訪問し、しかるべき人との間では銀行行政に関する要望なり、意見なりを幅広く聴取することに心がけました。その訪問先は、東京銀行を含む都銀13行、長信銀3行、信託銀行7行、証券大手4社、生損保大手上位5社、地銀・相銀・信金・信組の各協会及び政府関係金融機関2銀行・9公庫におよびました。

その中で、代表的なものとしては、富士銀行松澤頭取、興銀池浦頭取との面会の時に先方から発言のあった点を述べてみることにします。

まず、松澤頭取は、①郵貯問題については、金利決定の一元化を実現して欲しいこと、今後は金融機関としても政治活動、ロビースト的活動が必要であること、②新銀行法における証券業務の扱いに関し設けられた、いわゆる「三人委員会」を早急に開き、来年4月1日までには、銀行による国債の窓口販売をできるようにして欲しいこと、③いわゆる「3局指導」といわれている日系企業の外債発行に係る主幹事の扱いにつき銀行側が不当に差別されている点については、国内業務と海外業務とは次元を異にしているので、早急にそれを廃止して欲しいこと、④都銀における資金の調達、運用のミスマッチを解消するために都銀による外債発行を認めて欲しいこと、この点について3年ものCDを認めてもらえればよいとの意見もあるが、それでは不安定であること、⑤[]がMMCを要望しているようであるが、相銀だけ認めるのはおかしいので、認める場合には、全金融機関に認めるべきであること、⑥臨時金利調整法を弾力的に運用し、新種の金融商品を積極的に認めていくべきであること、⑦長期金利の扱いについては、国債金利を中心にして体系的扱いをすることは結構であるが、長プラ制度は廃止

すべきであること等の要望ないし意見が出されました。

つぎに、興銀の池浦頭取からは、①長期信用銀行の将来については、卸売金融業務、証券業務や国際業務にウエイトのかかった金融機関にかえていく必要があること、その際、日債銀は小売金融を主とし、場合によっては相互銀行との合併を考えることも一案と思われること、②相互銀行の将来については、しかるべき優良なものは一部普銀転換を認め、残りは統合再編すべきであること、③長期プラについては、住宅ローン金利や政府関係金融機関基準金利などとの関連もあり、廃止することはそう簡単ではないこと、④証券業務については、国債の窓口販売やディーリングにはあまり興味を持っておらず、社債の引受業務が狙いであることなどの発言がありました。

なお、前川日銀総裁との会談では、郵貯問題、三人委員会、長期金利、金融自由化、日銀保有TB売却の弾力化等の問題を話しあいました。

(2) 銀行法関係政・省令・通達の制定

(イ) 翌年の4月1日の新銀行法施行に向けて、関連の政・省令・通達を制定することも、事務的には大きな懸案でありました。8月9日に局議を開き、その全体のスケジュールをきめ、半年におよぶ改正作業が進められました。

まず、政令案については夏の間に部内検討を行い、9月なかばからは各関係業界から逐次意見を聴取しました。記録によれば、11月5日から9日にかけて政令の内容について第1回の局議を行い、それをもとに11月中旬に法制局での第1読会が行われました。さらに、12月の初旬からなかばにかけて法制局の第2回読会が行われ、その結果をふまえて12月18・19日の両日、第2回の局議を行いました。さらに、翌57年に入り1月の7日・8日における法制局第3読会を経て、1月13日に次官説明と大臣説明を行いました。

引き続き省令案の制定作業に入り、2月なかば以降3回にわたって局議を行い検討のすえ、3月6日の最終局議を経て、3月8日に次官室及び大臣室に上げました。省令案と同時併行的に制定作業を進めていました関連の通達についても、3月26日と3月31日の両日局議を行いこれを決定しました。

政令については3月23日の閣議を経て3月27日に公布され、省令は3月31日に公布され、政・省令とも4月1日に施行されました。銀行局長通達も4月1日付

で発出し、これですべての作業が終了しました。

(ロ) 政令の主な内容は次の通りであります。

- ① 銀行の最低資本金を10億円とした。
- ② 大口信用規制については、貸出金の限度を当該銀行の広義自己資本金の20%とした。なお、長期銀行の場合は30%、為専の場合は40%とそれぞれの関係政令で規定した。これらのパーセントは49年12月の銀行局長通達による行政指導の数値を踏襲したもの。ただし、限度超過の特認事項を定めた。
- ③ 銀行の休日として祝日等を規定した。
- ④ 外銀支店に関する読替規定や特例規定を設けた。
- ⑤ その他

(ハ) 次に、省令の主な内容は、次の通りであります。

- ① 免許等の申請手続きを規定した。
- ② 支店など営業所の位置変更又は廃止で認可を要しない場合の条件を規定した。
- ③ 銀行の営業時間を規定した。
- ④ 金銭債権証書として海外のCP・CD等を規定した。
- ⑤ 業務代理の範囲を規定した。
- ⑥ 大口信用規制の対象となる貸出金の計算方法等を規定した。
- ⑦ 報告・資料提出及び立入検査の対象となる子会社の範囲は、銀行の100%出資会社とすることを規定した。
- ⑧ その他

(ニ) 通達については、新銀行法の施行を機に、従来の諸通達の一大整備を行いました。すなわち、従来の諸通達で規定していた銀行業務の基本事項に係るもの及び新法による認可申請等の諸手続に係るものを「営業所関係」、「資産運用関係」、「営業日及び営業時間関係」、「経理関係」及び「認可申請・届出関係」の5項目に区分して集大成するとともに、課長の事務連絡を発出し、基本通達についての留意事項を定めました。

なお、申請書及び届出書については、簡素・合理化の観点から様式（フォー

ム)の統一化を図りました。

さらに、財務局関係の事務取扱いに関し、本省報告の簡素化を図るとともに、新たに「銀行台帳」を作成することとしました。

以上の結果、通達の改廃数は、銀行課関係では、既存の通達65本のうち38本を廃止するとともに、新たに7本の通達を発出したしました。特に、36本の既存通達を2本の基本通達に集大成いたしました。

また、中小金融関係では、相互銀行について、既存通達97本のうち72本を廃止するとともに、新規に7本の通達を制定いたしました。特に、24本の既存通達を1本の基本通達に集大成いたしました。

(3) 政・省令制定過程における主要論点

(イ) 政・省令の制定過程においては、金融の自由化や国際化が進展するなかで、銀行行政上もその自由化、弾力化を着々すすめ、具体的には、銀行業務、取扱商品、店舗、営業日等についての取扱いを弾力化するとともに、報告書関係等について簡素化を図ってきました。さらに、先行きを見通したうえで、それらの内容を政・省令・通達に盛り込んでいきましたので、これら制定作業の過程においては、各面において調整の苦勞を味わうことになりました。

(ロ) 政令マターにおいては、次の様な点が争点となりました。

① まず、週休2日制問題であります。全銀協等の業界では、月1回土曜日閉店案が検討されていましたが、政令最終審議の段階では、中小企業や利用者団体等に反対の声があったり、郵便局の同日実施案が固まっていなかったこと等により、まだこれの実施に具体的メドがたっていませんでした。こうした段階で、手形・小切手法関係政令等の関連諸法規の手当に所管省庁の同意を得ることは困難と考えられ、また、銀行法政令のみ手当しても混乱することが予想されました。

このような状況のなかで、週休2日制を強くおす社会党等への理解も求めながら、とりあえずは、休日の規定については、その時点で行われている休日が読める内容にとどめ、土曜休日を規定することについては、条件がととのい各方面のコンセンサスが得られる見通しがたった時点で、手形・小切手法関係政

令等の関連諸法規とあわせて、手当する方針で対処しました。

- ② つぎに、大口信用規制の適用除外問題がありました。新銀行法においては、国及び地方公共団体に対する信用供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用供与については、大口信用規制を適用しないこととされていました。この点に関し、適用除外は規制の主旨からみても、安全確実かつきわめて公共性の高いものに限定することが望ましいと考えられましたが、地方公社の取り扱いをめぐって議論になりました。すなわち、自治省は、国及び地方公共団体に準ずるものとして地方公社を一律適用除外するか、例外規定を設けて地方公社を明示することを要求し、これをめぐって厳しい折衝が続きました。

最終的には、地方公社について一定の資金需要が生じた場合には、適用除外の途をひらくことを確認することによって決着が図られましたが、これは、当時規模拡張が急速に行われ資金需要が旺盛な地方公社と、資金の出し手たる地方銀行との確執が、適用除外取り扱いの問題に色濃く影を落としていたものと考えられます。

- ③ さらに、外国銀行の取り扱いの問題がありました。新銀行法では、外国銀行の規定について整備が図られましたが、免許申請にあたってのレシプロ審査の対象となる外国銀行の特殊関係者を政令で定める等の手当を行いました。

(ハ) 省令マターの主な論点は、次の通りでありました。

- ① まず、営業所の概念についてであります。金融の自由化を進展させる要因の一つとして、金融機械化があげられますが、支店など営業所についても従来の概念ではとらえきれず、たとえば、店舗外CD、ポータブル端末機などの出現は、従来の営業所の概念を大きくかえるものでありました。このため、省令改正にあたって、営業所の定義として「施設又は設備」を加え、その当時の機械化の動向のみならず、今後さらに進展する機械化に備えたものとしたところがあります。
- ② つぎに、金融債権証書の例示問題がありました。新銀行法施行後の最大の争点となった銀行の証券業務の取扱いについては、後に述べますいわゆる三人委員会で検討が続けられており、省令改正作業の過程で、いわゆる国債の窓販が58年4月から開始される見通しとなり、ディーリングも引き続き検討されると

いう状況になっておりました。このように、銀行の業務が拡大されていく過程で、金の取扱いが認められるなどのことがありましたが、金銭債権証書の例示にあたっては、海外CPの取扱いが争点となりました。

CPは、国内ではその発行につき金融制度上の問題から困難でしたが、海外で発行されたCPが国内に入ってくることに関し、証券会社と銀行の間で大議論が展開されました。結局、種々の条件や制限を付したうえで国内流入を認めると同時に、銀行もこれを扱えるよう省令で手当をすることにしました。

(4) 銀行の証券業務と三人委員会

(イ) 新銀行法関連の課題としては、証券業務の扱いを決めるために設けられた

「三人委員会」をどう運営し、どういう結論をもらうのかといったことも、金融・証券両業界の大きな関心事であっただけに、特に銀行局としては、こじれた一部金融機関との関係修復を図るためにもできるだけ早くこれを開催し、金融界による国債の窓販やディーリングを早い機会に実現することに知恵を絞り全力を傾注しました。

新銀行法で新たに設けられた第11条（銀行による公共債の証券業務の規定）を実際にどう具体的に運用していくのかといった点については、新法成立の時点では結論を出さず、いわゆる「三人委員会」の審議の結果を待つということにされていました。しかも、その三人委員会は、佐々木直元日銀総裁（当時金融制度調査会会長）、森永貞一郎日銀総裁、河野通一元日銀副総裁（当時証券取引審議会会長）の3氏で構成することだけが決められており、これをいつどういう形で開くのかといったようなことは、何も決められていませんでした。

(ロ) 銀行局としては、8月27日に三人委員会への対処方針をきめるための局議を開き、①9月中には第1回の会合を開いてもらう、②年内に窓販だけでも前向きの結論を期待する、③事務局は官房が担当してもかまわないといった方針をきめ、その旨を官房に伝えました。その結果、大蔵省としても三人委員会をできるだけ早く開催すること、窓口的事務局は水野官房審議官及び調査企画課長の所で担当することをきめ、10月6日に第1回の会合を開催しました。

第2回目以降は、10月14日に第2回、11月12日に第3回、11月26日に第4回、

57年に入り 1月19日に第5回、2月19日に第6回そして3月8日に報告原案が作成されました。そして、3月11日に大臣室で3人の委員から大臣あて報告がなされ、大臣の記者会見も行われました。記者会見の前に、金融界、証券界の代表がそれぞれ別々に大臣室に挨拶にやってきました。私はそれらのいずれにも立ち会いましたが、記者会見の席では、大臣が中に入り、禿河証券局長と銀行局長である私が握手をさせられ、「これで、銀行局と証券局が仲よくならなければ、証券局長と銀行局長を入れ替えるぞ」と渡辺大臣が発言して、記者会見場が大笑いになりました。

(ハ) 三人委員会の大臣への報告が出るまでの経過について若干述べてみたいと思います。意見としては、証券・銀行両局がそれぞれ水野官房審議官に提出し、同審議官のところで調整が行われたわけではありますが、12月末の段階において、銀行局としては、①57年4月までには国債の窓口販売について方針を打ち出し、遅くとも同年10月までには第1回目の認可を行えるようにすべきであること、そして、②その窓販については、長期国債だけでなく中期国債まで含めるべきであること、及び普通銀行だけでなく、相互銀行まで含めて同様に扱えるようにすること等を申し入れました。これに対して、水野審議官からは、中期国債まで入れるのであれば、証券界が要望している国債担保金融を認めてやったらどうかとの意見が開陳されました。

その後、数度にわたるやりとりの結果、2月19日に官房長室において調整が行われ、長期国債の窓販を58年4月1日から実施することとし、中期国債の窓販及び既発債のディーリングは、その後引き続き検討することという案にまとめられました。その後は、証券局から出されていた、①新たに、証券会社に国債担保金融を認めること、②中国ファンドに1円単位での受入を認めることという見返り要求について、折衝・調整が行われましたが、結局、3月4日の次官室での省議で、それらは報告の結論とは別次元の話であるとして、報告案からおとすことに決められました。

そして、この報告案は、3月5日の大臣室での省議で了承され、関係者に連絡いたしました。

4 金利自由化への対応

(1) 金問研再開に至るまでの経緯

(イ) 金融の自由化、国際化は50年代なかば頃からかなり進展し、銀行局としてもそれに対応する銀行行政の弾力化、自由化を徐々に進めてきており、新銀行法成立を機にとった自由化措置を米里前局長がペーパーとしてとりまとめました。米里前局長からは、特に自由化行政について具体的な引き継ぎはありませんでしたが、私としては金利の自由化や国内金融市場の門戸開放等の問題については、かなり近い将来において、それが大きな問題となるであろうとの見通しのもとに、金融の自由化や国際化に対して、当面とるべき対策と中長期に検討すべき対策とに分けて、前者については具体的な問題についてできるだけ自由化の方向に沿った対応をするとともに、後者については銀行局長の私的諮問機関として設置されている金融問題研究会やさらにすすんで金融制度調査会を再開させることを念頭においておりました。

ただ、この問題に真正面から取り組むにあたっては慎重な対応が必要でありました。といいますのは、まず大蔵省の中において、金融の自由化を推進することの抵抗がかなりあった点であります。

(ロ) ここで、ちょっと横道にそれますが、大蔵省内の事情について触れておきたいと思います。わが国の大蔵省は、予算編成及び税制といった財政の基本を一手に所掌していると同時に、金融についても、他の先進諸国とは異なって大蔵省に非常に大きな権限が与えられております。他の先進諸国においては、現在わが国の大蔵省銀行局が所掌しているような、いわゆる行政権限についてまで中央銀行にゆだねられておりますが、わが国の場合には、中央銀行たる日本銀行に公定歩合をはじめとする短期金融市場の調節権限が与えられておりますが、金融制度の問題や金融行政の問題は、全て大蔵省の権限とされているのであります。

しかしながら、金融に関してこのような大きな権限を有している大蔵省の中にあっても、やはり予算や税制を中心とする財政部門における問題が最優先的に取り上げられる傾向があります。それは、財政官庁として当然のことではあります。金融問題を解決するに当たって、大蔵省全体としての判断が下される場合には、ややもすれば、財政への影響を念頭に置いて判断されがちな面があります。

このような事情は、昭和50年代に入って大量の国債発行を余儀なくされ、その消化がいちじるしく困難になってきていたという事情のもとで、徐々に金融面に対する配慮なしには、財政運営ができなくなりつつありましたので、省内における財政と金融とのバランスも徐々にとられつつありましたが、私が銀行局長に就任した当時においては、まだ財政優先の姿はかなり色濃く残っておりました。

(ハ) 金融の自由化を進めるに当たって最も障害になったのは、それが政府短期証券の公募入札につながることを財政当局が極度に警戒していたためであります。そのため、省内において金融自由化を積極的に発言することは、極端な云い方をすればタブー的なことであったともいえたのであります。このような点で、金融自由化のなかでも、金利の自由化問題を取り上げることについては最も抵抗が強かったのでありますが、金融の自由化は金利の自由化なくしては達成できませんので、私としては、とりあえず密かな形で金融問題研究会において議論してもらうことを意図いたしました。

金融問題研究会において金利自由化の問題を議論してもらうことにつき官房筋への了解の取り付けに当たっては、その検討は非公式のものであり、かつ、特に報告書などを提出してもらってそれを世の中に公表したりするものではないので了解してもらいたい旨の説明を行い、金問研をひらくことにこぎつけたのであります。

(2) 金問研の審議経過と当局のスタンス

(イ) 以上のような次第でしたので、従来金融機関やマスコミ関係者が入っていた金問研のメンバーを純粋に学者のみに切り替えて審議してもらうことにいたしました。座長に貝塚東大教授、座長代理に石一橋大教授をあて、そのほか飯田名古屋大教授、伊東千葉大教授、井原慶大教授、鬼塚横浜国立大教授、公文東大教授、香西東工大教授、野口一橋大教授、浜田東大教授、原横浜市立大教授、堀内一橋大助教授、蟠山大阪大助教授以上13名のメンバーにお願いしました。

第1回を56年11月10日に開催し、以後、各金融機関、商社、大手メーカー、中小企業業界、証券業界、郵政省、マスコミ関係者及び若干の金問研委員等からの報告ないしは意見を聴取し、57年7月8日の第12回をもって、一応の審議を終了

いたしました。

その議論内容を特徴的にいえば、都市銀行、産業界、証券業界、マスコミ関係者及び金間研委員については、自由化に積極的意見でありましたが、地銀以下の中小金融機関、系統金融機関、長期金融機関、一部産業界、一部言論界からは慎重な意見が出されていました。また、わが国においては郵便貯金が個人預金の3分の1を占めており、この郵貯金利の扱いが金利自由化のかぎを握っているという点が大方の意見でありました。さらに、老人預金等を中心とする零細小口預金に至るまで金利を完全に自由化してしまうことについては、これを疑問視する意見もありました。そして、郵貯を含むごく小口の預金金利については、市場金利に連動させつつも、何等かの一定のルールのもとに取り扱われるべきであるとの意見が割合支持されていました。

(ロ) 金利自由化への対応については、私が56年11月5日に渡辺大蔵大臣に対して銀行局の抱えている課題とそれに対する対処方針を全般的に御説明した時のメモによりますと、「金間研を開き海外における金融自由化の現状分析及び今後の対応策を前広に検討すべくフリーな研究、討論を行うほか、欧米金融市場の動向をたえず注視しつつ、時の流れを見極めソフトランディングを図るべく、慎重に対処することとする。」というふうになっており、私としましても、まだそれ程積極的ではなかったといえると思います。

5 自由化行政の推進

(1) 行政案件の弾力的処理

新銀行法成立を機に打ち出された銀行行政の自由化をさらに推進していくことが、私の役目であると考え、行政案件の処理に当たっては、これを弾力化する方向で対処いたしました。

この点については、1年間にとってきた行政上の措置につき、57年の3月30日付で「銀行行政の自由化・弾力化（第2次措置）について」という形でとりまとめ、新聞発表いたしました。第2次措置としましたのは、米里前局長が新銀行法の成立を機にとった自由化・弾力化措置をとりまとめ発表していたのを受けて、第2次、さらに第3次と続けたいとの考えに基づくものでありました。結局、私と

しましては、銀行局3年間の在職中に第4次措置まで発表することになったのであります。

銀行局の行政は、財政問題に比し、局長限りの処理にまかされることが多かったのですが、新銀行法の施行を控え、かつ、金融環境の変化が進んでおりましたので、銀行局の抱える課題につきまとめて大臣に報告をし、その処理方針についての御了解を得ておく必要があると考えましたので、56年11月5日にこの点について御進講申し上げました。

その内容については、先に述べた郵貯問題への取り組み姿勢、新銀行法施行のための政・省令・通達の制定作業、金利自由化への対応方針のほか、金融再編成についての考え方、個々の行政案件についての規制の緩和、個別の金融機関の経営問題、その他個別問題等でありまして、かなりの時間を割いていただいて御進講申し上げました。そのうち、まず個別の行政案件についてふれてみたいと思います。これにつきましては、できるだけ規制を緩和するなど弾力的な方法で対処いたしました。まず、関連会社規制の緩和であります。

(2) 関連会社規制の緩和

(イ) 48、9年当時、対外的には第1次オイルショック、国内的には日本列島改造政策などのもとで、狂乱物価、土地インフレ、過剰流動性等が発生し、それらをもたらした元凶として、商社や銀行のビヘエビアーが批判されました。確かに、当時の金融機関融資が過剰流動性をもたらし、土地インフレにつながった面は否定できませんでした。そして、そのような金融機関のビヘエビアーが批判されたのであります。そのような金融機関のビヘエビアーのもとで、金融機関はその活動を各方面に広げ、金融業に全く関係のないような事業を行う関連会社を設立する傾向が広がっておりました。

私は、当時49年7月から2年間銀行課長の職にありましたが、そのような銀行批判の意見には当然耳を傾けるべきものもありましたし、将来2歩前進するためにも、ここは1歩後退し姿勢を正す必要があるとの考え方から、関連会社に対する規制を強化するための通達（銀行局長名）を発しました。

これは、銀行の関連会社を3つに分類し、①銀行業務に係る内部的な業務の一部を扱う、たとえば銀行の計算業務、銀行建物の管理業務等の仕事を当該金融機

関のために行う会社については、公取の認可を受けて銀行の 100%子会社とする、②銀行の付随業務や周辺業務、たとえば信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務、ファクタリング業務、ベンチャーキャピタル業務等については、独禁法上の10%（現在は5%）子会社とする、③その他のものについては子会社を認めず、現にそれら認められない子会社がある場合には、銀行との関連を断つため、たとえば、銀行と関係のあるような名称は変更させる、銀行からの役職員出向を原則として認めない、銀行店舗との同居をやめさせる等の措置を講じさせ、これを適正化措置済の会社とするなどでありました。

（ロ）その後、この関連会社通達の趣旨が浸透し、関連会社業務が正常化するにつれ、この扱いをもう少し弾力化してもらいたい、ないしはしてもかまわない、さらにすべきであるとの意見が出てきました。確かに、私が銀行課長当時通達を発しました時にも、将来この規制を緩和する時が必ずあると思っていましたし、特に、次のような考え方のもとで、徐々にこの規制を緩和することが適当であると考えました。

その理由の第一は、ノンバンク業界が金融業務へ急速に参入してきたことです。それらノンバンク業界に係る規制と銀行に係る規制とに差がある場合には、銀行が行う金融業務とノンバンク業界の行う金融業務の間で、競争条件のイーコールフィッティングが保てなくなり、競争上銀行が不利になる可能性があること、第二には、そのような状況とは別に、わが国の金融機関は、人材の質も高く、かつ、豊富であり、組織も立派だし、金融のノウハウも多く有しているので、各種の金融サービスを提供できるようにさせることが、金融機関を利用する国民にとっても、また、国家経済全体としても好ましいことであると考えられたこと、第三は、それらの規制がない諸外国の金融機関との競争に打ち勝つためにも、できるだけ弾力的な扱いをすることが望ましいと考えられること等の理由によるものであります。

しかし一方で、預金を扱い、信用秩序を維持するという公共的使命を有する銀行については、銀行法上も他業禁止の規程があるように、サウンドバンキングの見地から、できるだけ本業に専念してもらいたいという理念も忘れてはならない点であります。

私としましては、これら双方の考え方をそれぞれの局面においてうまくかみ合わせながら、関連会社の規制を徐々に緩和していく方向で考えることとしました。その後において、たとえば土地の有効利用という見地から、銀行の建物管理会社についての基準を緩和したり、あるいは計算会社について他からの業務受託を認めたりするような方向に向かいましたが、それもこのような考え方に基づくものでありました。

(ハ) なおさらに抜本的な問題として、銀行の付随業務や周辺業務を行う5%子会社のうち、100%子会社を認めうるものはないかどうかを検討することを、問題意識として取り上げました。それは、金融として考えられる業務全てについて垣根が低くなると同時に、サウンドバンキングの理念をまっとうしつつ、銀行に多様な金融サービスを提供させることが、国民経済上も好ましいとの考え方に基づいたものであります。

さらに、金融業務の範囲内であれば、それを100%子会社にやらせても、それがいわゆる銀行の企業支配になるものとは考えなくてもよいのではないかと思ったからです。たとえば、クレジットカード業務や、ファクタリング業務などはそもそも銀行の付随業務として行っても差し支えない業務なのであるから、これを子会社でやらせる場合には、100%の子会社でやらせても独禁法に精神に違反することにはならないのではないかと考えられましたし、さらに将来のこととして、信託銀行の行っている信託固有の業務や、投信委託会社から受託して行っている投資信託業務などは、これを銀行の100%子会社でやらせても差し支えないのではないかと考えたからです。

しかし、この問題は、渡辺大蔵大臣の御理解ないしは御了承を得られましたが、非公式な話は別として、正式には少なくとも私の銀行局長在任中は、持ち出すことなく終わりました。

(3) 画一的配当政策の是正

銀行の配当については、昭和40年代前半の金融効率化行政の一環として経営効率的見地からの一定のルールのもとに、弾力的な扱いがされるようになりましたが、第1次石油ショック後の過剰流動性時代における銀行批判に対処して、ふた

たび増減配、特に増配については、抑制的な取扱いがなされてきました。しかし、56年度本決算（57年3月期）では、経営の実績に応じて増減配を弾力的に認めていくこととし、そのための基準を設定することにしました。そして、その旨大臣に報告した後、57年2月に通達を発出し、配当にバラつきができることを期待いたしました。

しかし、この時の通達は、真に増配に値する銀行については結構であるが、横並び意識から無理な増配を行おうとする銀行をチェックする方に力点がおかれていたほか、経営の実態から、増配はおろか前期の水準を維持することも無理であると考えられるような場合には、「状況に応じて一時的な減配をも実行する等、経営者の良識と果断をもって対処すること」とされていました。その意味では配当の自由化というには、まだかなり距離のある扱いであったといえます。

なお、記念配当については経営実態及び社会通念に照らして、妥当と認められる範囲で自由といたしました。

(4) 新規取扱商品の拡大

銀行が取扱う商品の種類をふやしていき、利用者側のニーズに応じていくことも、銀行業務の弾力化自由化にとって大きな意味を持つものであったので、新銀行法成立以降期日指定定期、信託銀行のビック、長信銀のワイド、東銀の総合口座などを新規に認めると同時に、財形商品の弾力化も進捗いたしました。さらに、新銀行法上付随業務として取り扱えるものについては、前向きにこれを認めていくようにしたところであります。

まず、57年に入り1月から信託銀行に対して金の取扱いを認め、引き続き4月から普通銀行に対してもこれを認めることといたしました。

また、4月から海外で発行されたCP・CDを銀行、証券相乗りで取扱うことを認めて、これにかかる通達を発出いたしました。

さらに、同じく4月から相互銀行、信用金庫等にしか認められていなかった定期積金を銀行にも扱わせることとし、これに関する通達を発出いたしました。

(5) 店舗設置の弾力化

店舗設置については、新銀行法についても、利用者利便への配慮、過当競争の

防止、重複投資の排除等国民経済的見地から、引き続き認可制とされました。一般的に店舗設置の認可権は、銀行行政上強力な武器とされてきましたが、特に過当競争を避けるという見地から、伝統として抑制的に扱われてきました。ただ、時代時代による変遷もあり、40年代前半の金融効率化行政の時代には、かなり弾力的な取扱いもなされてきましたし、特に配置転換については数を増やさないという意味で積極的に認めることが多かったように思います。

私が銀行局長に就任しました当時においては、2年度に1回通達を出して、向こう2年間に設置したり、配転したりする店舗の数や場所を各銀行ごとに内示することが通例となっており、その中間年度においては一部手直しを行うにとどめておりました。

56年当初に、前局長が本通達を出しておりましたので、57年度は中間年度であるため若干の手直しを行いました。その際、臨時店舗の設置期間を最長6ヶ月から1年に延長したり、店舗外に設置する現金自動支払機（CD）の場所を一部の例外を除き原則として自由にしたり、出張所を廃止する場合の承認を不要としたり、国内に事務所を設置する場合の届け出を不要としたりするなど、出来るだけ弾力的な取り扱いをするように努めました。

(6) 預金保険料率の引上げ

行政の自由化・弾力化を進めていくに際し、一方で信用秩序の維持ということについて十分配慮し、自由化・弾力化の結果生ずるかもしれない個別経営の破綻に対処して、預金者保護を図るための制度を充実しておくことが、当局の自由化行政に対する姿勢を示す意味においても重要であると考えました。そこで、預金保険制度の抜本的な改正は後日に譲るとしても、とりあえず積立金を増やすことが必要であると考え、金融界に対して説得に当たり、預金残高にたいして10万分の6から10万分の8へと利率のアップを57年度から実施することにしました。なお、最終的には10万分の12にまで持っていくことを考えていました。

6 国際業務の進展

(1) 金融国際化の進展

50年代後半に入りわが国経済の国際化が一層進展するとともに、金融の国際化

も急速に進んできました。特に貿易収支は、54年度に24億ドルの赤字であったのが、55年度には68億ドルの黒字、56年度には204億ドルの黒字を示しました。

(ちなみに、58年度以降その黒字幅は急激に拡大し、57年度に201億ドルであったのが、58年度345億ドル、59年度456億ドル、60年度616億ドル、61年度1016億ドルに達しました。)

このような状況のもとで、55年12月には外国為替管理法の改正によって、内外の資金交流が原則禁止・例外自由から原則自由・例外禁止に改められ、内外資金の交流が活発化しました。また、邦銀の海外進出及び外銀の対内進出の要請が強まってきて、57年に入ってから、貿易摩擦との絡みでサービス金融の自由化が迫られてくることになりました。このような事態に対処して、銀行行政上も国際業務に関して規制を緩和し、内外双方に対して弾力的な取扱いをして行くことにいたしました。

(2) 邦銀の海外進出

邦銀の海外活動の拡充に関して行政的にとった具体的処置は、次の通りであります。

まず、従来進出がみとめられなかったカナダへの進出については、大使館を通じてのカナダ政府への働きかけや進出希望銀行首脳による対外活動等により、はじめて5行の現地邦人形態による進出が実現いたしました。

また、海外駐在事務所の設置については、都銀、長信銀、信託銀行について原則自由とし、地銀についても弾力的に設置を認めることにいたしました。また、相互銀行協会のニューヨーク分室の設置を認めるとともに、信金による外為業務を57年2月にはじめて認めました。

銀行による海外における証券業務の取扱いについても弾力的に認めることとし、銀行の証券現法の設立につき前向きな対処をするとともに、それに関するいわゆる「3局合意」については、漸次撤廃の方向で検討を進めることにしました。

(3) 外銀の対日進出

外銀の対日進出については、いわゆるレシプロの原則を維持しつつも、それに抵触しないかぎり自由に認めることとし、56年度の内示数は12行13支店におよび

ました。

この点に関して、金融サービスの自由化ということで、海外から様々な要求が出されはじめてきましたが、我々としては外銀への待遇は、少なくとも邦銀の待遇と同様にしており、場合によっては外銀に対して有利な扱いをしている面もある点などについて、政府や民間から派遣される調査団等を通じてPRすることに努めました。

ただ、この頃から、日本の制度自体を変えるべきであるという要求も一部に出されてきており、すでに金融債の発行や信託業務の取扱いを認めるべきであるといった要求も出はじめていました。

また、政策の変更を迫る要求も出はじめており、たとえば、インターバンク預金金利の自由化、CDの発行条件の緩和といった要求でありました。

これらに対しては、制度論についてはその根幹を揺るがすことは出来ないこと、政策論については金融自由化への対処方針を十分説明しながら、海外の了解を求めるよう努めたところであります。

しかし、我々としても、金融の自由化を着実に進めていく過程において、このような海外からの要請の強まりによって自由化のそれが早まることも考えられるという点について、金融界に注意を喚起するといったようなことも行っていたのであります。

7 個別案件の処理

(1) 個別金融機関の経営問題

(イ) 銀行行政は、いままで述べてきたような制度論や政策論、金融商品、金融業務、店舗等のいわゆる一般的な金融行政の外に、個別金融機関の経営問題や融資先企業の救済問題等個別の問題の処理もかなり大きなウエイトを占めており、これに時間を割かれることが多かったのであります。これらの問題は、経済問題であると同時に社会問題でもあるので、国会やマスコミにおいて取り上げられるケースも多かったのであります。しかしながら、これらの問題は個別の経営問題でもあり、行政当局の口からは洩らすことができない、又は洩らしてはならないことが多かったために、国会やマスコミへの対応に苦勞することがありました。

(ロ) 銀行局長在任の最初の1年間においては、大光相互銀行の再建、平和相互銀行の経営姿勢や内紛、徳陽相互銀行の資産悪化、日本債券信用銀行の福島交通への融資等が主なものでありました。これらについては、銀行局検査部による検査結果を踏まえて、それぞれしかるべき手を打っていきました。

これらのうち、大光相互の再建については、なんとかそのメドがつくようになり、日債銀の福島交通への融資については、日債銀当局の懸命な努力に期待しつつ、その成り行きを慎重に見守っておりました。また、徳陽相互の不良債権については、その管理回収に見るべき成果が現れず、減配問題を含めて対応を考えましたが、その状況は今日に至るもなお継続しているやに聞いております。

(ハ) 最もやっかいだったのは平和相互の問題でした。かねてから、平和相互の融資については、創業者である小宮山英蔵社長のワンマン的な経営のもとで、いわゆる小宮山グループといわれる企業群への情実的貸出しの是正について、検査のつど何度も注意を喚起してきましたが、一向にその姿勢は改まりませんでした。

小宮山英蔵社長は、一方ではかなり先進的な才覚を持った経営者であり、たとえば、相銀業界としてはいち早くコンピューター化に手を付け、また、三井銀行などとの業務提携を行ったり、営業時間を7時まで延長したりするなどの策を実行し、資金量も着実に増大させておりましたが、銀行経営者の原点である公共性への配慮に欠けていたのであります。

ところで、小宮山英蔵社長が急死し、弟の小宮山精一氏が社長に就任した後、英蔵社長時代の簿外保証が発覚し、新たに番頭の稲井田氏が社長に就任（精一社長は会長就任）しましたが、小宮山一族の中で、精一会長、英蔵氏の女婿である池田副社長、同じく英蔵氏の長男である英一常務等との間で内紛が生じ、その間検事出身の伊坂監査役が台頭し、稲井田社長もその一人でしたが、伊坂監査役を取りまく連中が漸次経営権を握るようになっていきました。また、故英蔵社長は、数多くの政治家と接触を持ち、多額の政治献金をしておりましたので、一部政治家からの介入もあったのであります。

ただ、銀行局検査部による検査においては、大光相互の場合のように、巨額の簿外保証があったり、ペーパーカンパニーのようなところへの融資があったりして4分類資産が多額にのぼるといったような状況にはありませんでした。灰色と

思われる不良資産はかなりあり、いわゆる分類率は2桁となっていました、しかるべき担保は徴求されていた（少なくとも形式的には）ために、大部分が2分類資産に査定されていました。したがって、人事刷新を要請したり、融資ビヘイビアの是正を勧告したりはしましたが、欠損見込もさほどではないために、強力な行政指導を行うには材料不足でありました。

この点については、その後相銀側が検査のために提出資料の大がかりな改ざん、あるいは隠蔽を行っていたことが判明したわけですが、当時の検査においては、それを見破るまでには至りませんでした。銀行局による検査が、強制的な力を持たず相手方の協力を得ながら行わざるをえない任意検査であることの限界を後日痛感したのであります。この平和相互の問題については、私の銀行局長在任中ずっと頭を悩ましつづけた懸案の一つでありました。

(二) 平和相互の問題は、私の次の吉田銀行局長の時に住友銀行との合併という形で決着をみたのでありますが、個別金融機関の経営問題の処理に当たっては、そのケースは千差万別でありますので、ケースバイケースで最善の方策を探っていくかざるをえません。

一般的には、銀行法をはじめとする各業法に基づき国が免許する企業であるうえに、然るべき監督規定が設けられていますので、ほとんどの金融機関は、その行政指導に従い、特に検査結果に基づく個別の示達内容については、これを真剣に受け止め改善の努力を誠実にやり、金融機関に対する国民の付託に応えるのが常であります。ごく一部の金融機関経営者にとっては、これに従わず資産内容の悪化を招いたり、社会的批判を受けたりするようなことがあります。

後者のような場合には、最終的に各業法に基づく罷免権の発動といった伝家の宝刀が与えられておりますが、かつてそれを発動した例はなく、当該経営内容や経営者の地位がのっぴきならないところまで立ち至ったところで、信用秩序の維持や預金者保護には万全の措置を講じつつ、その個別問題を処理するという手法を採ってきたのであります。その典型的な例が、大光相互（経営陣の一斉退陣後行政・業界による救済再建）、平和相互（都市銀行による救済合併）でありました。このようなケースにおいて時期の熟さないうちに表ざたにした場合には、効果的な成果が得られないままに、取り付け騒ぎ等の事態がおこりかねませんので、

世間一般が考えるような対処はかならずしも妥当でない場合があるという点について、国民大方の理解が得られればいいと常に考えていたところであります。

(2) 融資先企業の救済問題

個別金融機関の経営問題とは別に、金融機関の融資先企業の救済問題も、個別の銀行行政にとっては大きな問題となることがしばしばあります。40年不況時（私は当時銀行局総務課課長補佐）の山一証券、山陽特殊鋼、50年当時（私は当時銀行局銀行課長）の安宅産業、興人、照国海運等は、私がかつてかかわりあいを持った案件であります。銀行局長1年目においては、北炭やイラン石化などが問題となりました。

北炭については、三井銀行がメインバンクでありましたが、行政的には夕張市を中心とした炭鉱地帯の下請企業等に対する地元金融機関の融資等につき協力要請をするようなことをいたしました。

また、イラン石化問題は、これも三井系の三井物産の問題でありましたが、興銀もこれにかなりかんでおり、特に当時の池浦頭取がその姿勢報告に何回か銀行局長室を訪ねてこられました。行政的には、イラン当局の出方を見つつ、関係金融機関が適切に対応することを期待したわけでありましたが、特にそれによって銀行経営上大きな問題が発生するような場合には、いつでも、しかるべき対策を講ずるための準備ないしは検討は続けておりました。

(3) その他

(イ) その他週休2日制問題、グリーンカード制度、サラ金法案等も課題でありました。週休2日制については、全銀協が月1回の土曜閉店案を内々考えはじめておりました。我々としては、すでに新銀行法において金融機関の休日を法定から政令で定めるように改めており、金融機関側で意見が一致し、準備が整いそれが世間的にも認められるということになれば、いつでも政令で対処するという基本的な考え方を持っておりました。

(ロ) グリーンカードの問題については、利子の非課税制度の運用に関しグリーンカードを発行して、その適正を期するという内容の法律が55年3月に成立し、そ

の取扱いに関する政・省令の制定、公布が56年10月に予定されていたために、銀行局としては、金融界の意見ができるだけ取り入れられるよう主税局に申し入れを行ったところであります。これに関連して、金融機関の予約活動が漸次激しくなってきましたので、その自粛を要請するなど円滑な施行に向けて協力したところであります。

(ハ) サラ金問題については、50年代の始め頃から消費者金融が発展していくようになりましたが、業者側からすれば無担保・無保証で融資することから、高利にせざるをえず、また、取り立ても厳しくせざるをえなくなり、利用者のなかに家出や自殺をする人も出てきはじめて、社会問題化してきました。そうした事態を反映して、54年に各政党がバラバラにはありますが、いわゆる貸金業規制法案というものを国会に提出しました。しかし、バラバラであったためになかなか成立の運びに至りませんでした。

57年に入り、新たに、我々と自民党が自民党案を作り上げ、それをもとに各政党と折衝した結果、その案が自民党と新自由クラブの共同提案という形で国会に出されました。銀行局としては、これの一刻も早い成立を願い、各関係者への根廻しを強力に行ったのであります。

8 金融政策の運営

(1) 大蔵省と金融政策

(イ) 一般的に政党政治のもとにある近代資本主義国家においては、ややもするととられがちな政府による経済拡大政策からもたらされるインフレーションを未然に防止するというねらい — これは一つのねらいですが — から、金融政策を政府とは別に設立される中央銀行にゆだねるのが通例の姿となっています。ただ、中央銀行の独立性なり中立性については、それぞれの国情によりまちまちで、その強弱に差があります。

わが国においても、明治維新後、近代的な国家として歩みを進める過程において、明治15年に中央銀行としての日本銀行が設立されました。その後、幾多の変遷を経つつ、昭和16年に現行の日本銀行法が制定され今日に至っています。現行、日銀法はヒットラー治政下のドイツブンデスバンク法にのっとり制定されたもの

であり、日銀に対する政府の業務命令権や日銀役員の任命・解任権を有するなど、中立性の保証が欧米諸国に比し薄いものとなっています。戦後においても、この日銀法は引き続き存続していますが、GHQの指示により政策委員会が設置されるなどの改正が行われたほか、その運営において政府はできるだけ日銀の中立性を尊重するよう運営することが一般的な認識となっています。

しかし、この日銀の中立性については、昭和30年代始めに金融制度調査会で日銀法の審議が行われた際に大きな問題となり、日銀側が中立性を強く主張したのに対し、大蔵省側は、日銀の中立性を尊重するにしても、三権分立主義のもとにある我が国では、金融政策についての国会に対する最終的な責任は政府が負うべきものであるから、政府による指示権をはずすことはできないと主張し、結局、調査会の答申はA・B両案併記という形になりました。

その後、我が国のIMF8条国への移行に伴い経済の国際化が進展するなかで、戦時中に制定された日銀法の改正気運が高まり、40年の初頭に日銀法改正案が作られました。その改正案においては、A・B両説いずれにも軍配をあげることなく、金融政策の運営にあたっては、政府・日銀が十分な意志疎通を図って行わなければならない旨の条文が設けられました。

実際問題として、この話は政府と日銀とだけの関係なので、両者がお互いの立場を考えながら、いかにして我が国の金融政策の運営を円滑に行っていくかを両者が協調して考えていけば、特に法律を改正しなくても済む問題だと思われまし、また、この改正案のような内容で十分であるように思われます。私は当時銀行局総務課の課長補佐として直接起案者となるなど、この日銀法改正案の作成作業に携わったのでありますが、上記の条文はそのような考え方に基づいて規定されたものであります。

なお、この改正法律案は、当時の国会情勢等から、結局提出の運びに至りませんでした。

(ロ) ところで、実際の金融政策の運営に関していえば、短期金融市場を調節して市場を日銀の望む方向に誘導していくための手段である日々のマーケットオペレーションについては、日銀の判断によって行われておりますが、経済政策全体にかかわる金利政策の運営については、大蔵・日銀両者の密接な協調のもとに運営

されているのが実情であります。

特に、50年代に入り大量の国債が発行されてきている状況のもとで、長期金利の中心的な存在となってきた国債の金利については、大蔵省が国債引受シ団と折衝して決定することになっていきますので、否応なしに、金利の全てを日銀のみで仕切るということは不可能なことであります。

以上のような金利政策の仕組みのもとで、具体的にどのような動きの中で金利が決定されているのかという点について、ちょうど56年の後半に長期金利と公定歩合の改定が行われましたので、その時の事情を述べてみたいと思います。

(2) 長期金利の改定

(イ) 56年当時においては、短期の預金金利は譲渡性預金（CD）等一部を除き規制下にありました。一方、長期金利は国債を中心とした公社債市場の急激な発展に伴い、徐々に市場実勢尊重の気運が強まってきて、弾力的な扱いがなされるようになってきつつありました。

しかしながら、財政負担をできるだけ小さくしたいとする財政当局側の要請もあって、国債の金利は往々にして実勢を下回る条件できめられることがありました。また、国債を中心とした金利体系を崩さないようバランスをとって金利がきめられていたため、ときには上下幅がきわめて小さい範囲内で各種金利が一列縦隊に並ぶといったことが間々出現し、これが4畳半金利などと称せられていたのであります。

(ロ) 56年という年は、第2次石油ショックをそろそろ克服し、景気も徐々に回復してきていた段階でありましたが、春以降国債の価格が下落し、市場の実勢利回りが大幅に上昇する事態になったため、6月の国債発行は55年度国債の未消化分のみを発行し、56年度国債の発行は見送らざるをえなくなりました。この措置は私が銀行局長就任直前の理財局次長時代に手掛けたものでありましたが、引き続き7月も休債のやむなきに至りました。その後、8月に至っても市況の回復はみられませんでしたが、これ以上56年度国債の発行を止めておくわけにもいかず、8月に初めて非市場性国債を発行したのであります。ちなみに、この非市場性国債はその後今日に至るまで一度も発行されておりません。

以上のような状況のもとで、9月の国債の発行に向けて国債金利の改定が検討課題として持ち上がってきました。ただこの問題については、景気の回復が遅々としていましたし、対外的にも内需拡大等が期待されておりましたので、国債の金利は上げるにしても、民間の長期プライムレートの引上げは1～2ヶ月待てないかという要請が官房筋から出されていきました。

一般的に、金利については銀行局の所管でありましたが、国債等公共債の金利については理財局の所管でありました。ただ、公定歩合や国債金利などについては、経済政策の根幹にかかわることでもあり、官房（調査企画担当審議官）が深く関与していました。しかし、いずれにしても、これらすべてについて金融機関との折衝は、銀行局が直接の窓口となっていました。

（ハ）ところで、国債を始めとする長期金利の改定問題について、官房水野審議官から銀行局に話が持ち込まれましたのは、8月20日のことでありました。その内容は、国債のクーポンレートを0.2%程度引き上げるが、長プラ（金融債）の引き上げは1～2ヶ月延ばす、このため運用部資金による金融債の短期的購入2千億円を理財局が用意するとの案でどうかとのことでした。

このように長期金利の改定問題がおこった場合には、銀行局としてはまず興銀に話を持ちかけ、意見聴取するのを通例としていました。そこで、とりあえず吉田審議官が興銀の曾田企画担当常務に接触し感触をさぐりましたところ、興銀側としては、国債と金融債を同時期、同幅アップを要望しましたので、私が9月2日に興銀池浦頭取と会い、長プラの引き上げを先延ばしするという事について協力を求めました。これに対して、池浦頭取からは、先行きについての確たる具体案を提示して欲しい旨要望がありました。

そのような意見も勘案しつつ、9月3日に金利改定の銀行局案を策定し、4日に次官室にあげ了承をとりました。その後、国債の市況悪化はさらに進み、国債金利の引き上げ幅は0.4%とせざるをえなくなりました。また、水野審議官からは、「国債金利引き上げについて河本経済企画庁長官の了解もとれた。ただし、中小3機関及び住宅公庫の金利は据え置くとともに、引き続き量的緩和は頼むとの発言があった。」旨の連絡がありました。

そのような状況推移のもと、7日に私が池浦頭取と再度会いましたが、そこで

同頭取は、金融債は11月債から、長プラは11月1日からそれぞれ引き上げ、運用部による2千億円の金融債引受という案を了承しました。ただ、金融債の引き上げ幅は国債と同幅とすること及び金融債のクーポンレートと長プラの格差は従来通り0.9%を厳守することの2点を強く要望しました。

これを受けて、当局としては同7日夕刻、国債は9月債から、金融債は11月債から、長プラは11月1日からそれぞれ0.4%引き上げる、運用部による2千億円の金融債引受を行うという案を大臣室にあげ、了承をとりつけたのであります。

この決定は、しばらく大蔵省内だけで温められ、金融業界等外部へ正式に通知したのは9月18日になってからでありました。その後、安倍政調会長等与党政策当局にも了解をとりつけ、9月22日の国債発行世話人会で正式に9月債の条件改定が決定されました。

(二) 国債及び民間の長期金利については、以上の様な経過を辿ってセットされましたが、政府関係金融機関の金利をどうするかという点がもう1つの問題でありました。これについては、まず9月9日及び10日にかけて、私が国民公庫大倉総裁及び中小公庫船後総裁と面談いたしました。

公庫側は、かねてから財投からの借入金金利（運用部預託金利）と公庫基準金利との利鞘1.0%は絶対に必要であるとの立場をとってきましたが、その時々、政治的な要請が強くてその格差を確保できる時期が少なく、その時点でもそれは0.8%しかありませんでした。そのため、両総裁からは是非この際、0.2%引き上げて格差を1.0%に戻してもらいたい旨の強い要望がありました。この点については、長プラが0.4%引き上げられるならば、そもそもの格差是正0.2%プラス今回の長プラ0.4%を足した0.6%のアップ案が公庫側の本来の要望であったわけです。しかし、それはとても無理なので、当面長プラが0.4%引き上げられるならば、少なくとも0.2%の引き上げはしてもらいたいというのが本音でありました。

その後、10月に入り、いよいよ11月からの長プラ引き上げに際し、政策金利を具体的にどうするかが議論の日程にのぼってきましたが、年末を控え、かつ、予算の編成過程の最中でもあって、中小企業に対する政治的な要請がさらに強まってきた、中小3機関については、11月の引き上げは見送られ、年明けの1月1日

に0.2%引き上げることで決着をみることになりました。

余談ですが、両公庫については、このように調達金利と運用部金利の差がしょっちゅう縮められてきましたので、単年度収支が赤字になることが次第に多くなってきました。両公庫は、その都度内部留保をとり崩して対処してきましたが、遂に58年度からは両公庫とも政府から補給金をもらうような事態になり、今日に至っております。

さて、話を元に戻しますが、政府関係機関の金利についての大蔵省の最終的な意志決定は、10月15日の大臣室における省議においてでありました。結論としては、政策金利のうち開銀等の基準金利は長プラに合わせて0.4%の引き上げ、中小3機関の基準金利は当面据え置いて明年1月1日に0.2%の引き上げ、預託金利は据え置くというものでありました。その後、これらについても、政調会長はじめ与党政策当局者への根回しを行ったのであります。

56年9月以降の長期金利決定の経過は、以上のような次第でしたが、当時の経済金融情勢もあってかなり紆余曲折を経たものでした。長期金利の改定が、いつもこのような経過を辿るものではありませんが、1つのケースとしてやや特異な面もありましたので、少し詳しく述べてみました。

(3) 公定歩合の引下げ

(イ) 公定歩合については、第2次石油ショック後の景気の落ち込みを回復させるため、日銀は55年8月以降3次にわたり引き下げを行ってきましたが、56年3月の㊦引き下げ後も景気の回復テンポはゆるやかであるとともに、業種別、地域別、企業規模別に景気の跛行性がみられ、また、外需への依存度が高くなってきていました。このような状況のもとで、河本経済企画庁長官をはじめ一部に㊦の一段の引き下げを要望する意見が出ていましたが、秋口以降海外金利が低下傾向を示すとともに、予算編成作業も進んでくるといった中で、金利の引き下げを求める声が強くなりはじめておりました。

(ロ) そうこうしているうちに、11月17日に山口官房長が私の部屋を尋ねてきて、11月下旬に㊦1.0%、預貯金金利0.75%引き下げることかどうかという打診がありました。官房長からは、「景気、税収、予算、貿易収支などいずれの面からい

っても何かやらないと収まらないと思う。円安へぶれることに対する歯止めとしては、資本流出抑制政策をとる。内閣改造後、鈴木総理から前川日銀総裁にってもらってはどうか。」といった趣旨の発言がありました。

翌18日国会内で水野審議官と隣合わせに座った際、同審議官から、「㊦は、内閣改造後バタバタと来る可能性があるように思う。特に河本さんの力が強く総理も一目置いているので、河本留任なら可能性はより強い。」との発言がありました。

11月20日に安倍政調会長から私に電話が入り、「河本さんから会見の申し入れがあった。多分㊦のことだと思う。㊦による内需拡大効果は小さいと思うので、自分は消極的である。また、米国金利や円相場の先行きもまだよくわからない。長期金利は上げたばかりであるし、郵貯金利も下げられるかどうか。」との発言がありました。

その後、次官室に官房長と私が集まり相談をしました。そこでは、日銀三重野理事と官房長が会った際の話が官房長から披露されました。それによりますと、三重野理事は、「12月3日に日銀短観、4日に経企庁のQE、12月5～9日総裁BIS出張、総裁帰国直後に㊦0.5%引き下げる。短プラは追随下げ、銀行収益がよいので預貯金金利及び長期金利には手をつけない。総裁は円安にぶれることを心配しているようだ。」との発言があり、それに対し、官房長は、「当方としては、やるなら預貯金金利及び長期金利を含め一発で、しかもできるだけ早くやりたい。」旨発言したとのことでした。

21日に官房長室に私と水野審議官が同席し、関係各局総務課長を集め㊦引き下げについて協議しました。その際、国債の金利を下げられるかどうかの問題となりましたが、それは市況の如何によることなので何ともいえないというのが結論でありました。これが問題になりましたのは、預貯金金利の引き下げには、国債金利の引き下げが是非必要になると考えられたためであります。

23日に理財局長と私とで国債金利について相談しました。理財局長からは、「国債金利については無理できないが、1月債から0.2%、場合によっては0.3%の引き下げが可能であるかもしれない。」という発言がありました。

24日に次官室で官房長、理財局長、私とが集まり、㊦1.0%、国債0.3%、預貯金金利0.5%でセットできればいいという話合いをしました。そして、総理が

ら郵政大臣へ協力要請をしてもらうための総理用メモを用意することにしました。また、総理と大蔵大臣が話し合いをされたとのことでしたが、今週は当面様子を見ようという程度のことだったようです。

なお、郵政当局とは、前からニコニコ会などを通じて接触を深めていくムードができておりましたので、吉田審議官がとりあえず山口貯金局次長と非公式に接触をはじめました。郵政省との接触についてこのように早い段階から行ったことは、かつて例をみませんでした。郵政省からは最後まで秘密が保たれ、早い接触が郵政省から漏れるのではないかと心配は杞憂に終わりました。

25日には日銀青木総務局長が私と打合せをしたいとのことで、朝9時に麹町のクラブ関東で会談しました。その際、青木局長からは、「総裁は慎重論で、円高の落ち着き具合をもう少しみたい様子だ。Ⓔの景気効果と円安誘導効果を天秤にかけているようだ。やるにしても15日頃か。」との発言がありました。両者の打合せの中で、「郵貯金利の見通しは国債金利とのバランスできるのではないか。預貯金金利0.5%の引き下げは是非必要だ。Ⓔ1.0%、短プラ0.75%、預貯金0.5%というところか。」というようなことを話し合いました。

その話し合い結果をもって、次官室で官房長、理財局長、水野審議官と協議しました。その結果、次のようなことが話し合われました。「やるなら予算に是非間に合わせたい。そのためには、預託金利を10日までに決着させる必要がある。11日又は12日にⒺをやることで、それまでに郵貯金利と預託金利を実質的にセットしておく、郵政審は政府案決定までに開く必要がある。引き下げ幅は、Ⓔ、短プラ1.0%、預貯金、国債0.5%、預託金0.3%。なお、国債は2段階になってもやむをえない。」などでありました。

30日に三重野理事と私がホテルの昼食会で会った際、三重野理事から、「明日、総裁が大臣を表敬訪問する。その際、B I S出張後Ⓔ引下げを実施する旨の心情を披瀝する予定である。」旨の発言がありました。

12月1日には次官室で情勢分析をしました。2日に再度、クラブ関東で青木総務局長と会い打合せを行いました。3日には大臣室において預貯金金利の下げ幅は0.5%でいくことのでした承をとり、その夜から正式な郵政折衝に入りました。

(ハ) そのような状況推移のもとで、4日早朝官房長から私の自宅に電話が入り、

「アメリカが④1.0%、西独がロンバート金利0.5%それぞれ引下げを発表した。我が国も今明日中にやってもらってはどうか。」との連絡がありました。すぐに私から三重野理事の自宅に電話をして当方の意向を伝えたのに対し、三重野理事は、「総裁をひっぱってみる。今日明日中なら日銀の金融政策の独自性も保てる。」旨の発言がありました。登庁後三重野理事から電話が入り、「総裁は依然として逡巡しており、今明日中はやはり無理だ。ただし、この状態が続けば、帰国後直ちにやることで総裁も了承した。10日実施を主張してみたが了承をとれず、今のところ11日の線だ。」との発言がありました。

一方、3日夜から4日にかけての郵政折衝の結果、郵政側は、「④が1.0%でも0.75%でも預貯金は0.5%以下でないと無理である。国債は0.5%以上を是非たのむ。」とのことでした。

7日郵政省との話合いが決着し、次官及び大臣へ報告いたしました。それは、公定歩合の引き下げ幅如何にかかわらず、定期、要求とも0.5%の引下げ、実施は明年1月18日とし、老人福祉定期預金を認めるという案でありました。

9日、総裁帰国の日なので三重野理事に電話を入れ、「明日、是非たのむ。」と要請しました。三重野理事からは、夜半会食中の私に電話が入り、「明日朝判断しようということになった。」とのことでありました。

10日朝日銀から連絡があり、「本日、④を0.75%引き下げ、5.5%とすることを決定する。午後3時政策委員会で決め、4時半に総裁記者会見をしたい。」旨の連絡がありました。当方においても諸手続、諸準備を終えたのち、4時半から次官の、5時50分から大臣の記者会見をそれぞれ行いました。このようにして、公定歩合の引下げが実現したのであります。

結局、公定歩合の引下げ幅が0.75%となったのは、引下げ幅が大きい場合の為替レートへの影響（円安）、それが及ぼすであろう国内物価や海外金利への影響、さらには預貯金金利の引下げ幅（0.5%）等が考慮された結果でありました。

公定歩合の引下げがどのような経過を辿って行われるかは、その時々の経済金融情勢がどうであったか、大蔵、日銀の政策当局の構成がどのようなメンバーだったか等により、ケースケースで千差万別ですが、56年12月の引下げは銀行局長として最初のことでしたので、私の当時のメモ等をひっくり返しながら詳述してみました。

(二) なお、預貯金金利については、12月10日に日銀政策委員会に対し大蔵大臣から発議され、同委員会はただちに金利調整審議会に諮問いたしました。同審議会は12月17日に翌年の1月18日から0.5%引き下げる旨の答申を行い、それを受けて、翌18日に日銀政策委員会において正式決定をみたのであります。

また、郵貯金利については、12月18日の郵政審議会に諮問され、24日に定額貯金0.5%、通常貯金0.48%の金利引下げの答申が出されました。この後、閣議決定、政令公布を経て、民間と同様、翌年1月18日から金利引下げが実施されたのであります。

短期プライムレートについては、まず全銀協会長銀行が決め、それに各行が追随するのが慣例となっておりました。この時は、12月17日に㊦と同幅の0.75%引き下げて6%とすることが決定され、21日から実施されました。預貯金金利の引下げが0.5%であったのに、短期プライムレートがそれを上回って㊦と同幅の0.75%引き下げられたのは、金融機関の収益状況に余裕があったという事情を背景に、㊦引下げが1%になろうと0.75%になろうと、預貯金は0.5%しか下げられないが、短プラは0.75%下げを実現したいという当方の考えが通ったためであります。